

募集要領

1 事業名

尼崎市シニア元気アップパンフレット協働発行事業

2 事業目的

地域の社会参加できる居場所や高齢者の相談窓口である地域包括支援センター等を周知することを目的に尼崎市シニア元気アップパンフレットを発行するもの。

3 募集内容

- (1) 事業内容 仕様書のとおり
- (2) 協定締結期間 締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、締結された次年度以降については、各年度において市または協働発行事業者からの解約の申し出がない場合は、協定が締結された年度の次々年度末まで継続できるものとする。

4 応募者資格

過去10年間に高齢者を対象とする冊子を発行した業務実績があり、次に掲げる(1)～(4)の要件について、すべて満たすこと。

(1) 次の事項に該当しない者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - イ 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者
 - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当するもの、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - （エ）暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）
 - （オ）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第14号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - オ 法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（尼崎市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けていいる者又は国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと
- (2) 仕様書で定める業務について、充分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること
 - (3) 個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年尼崎市条例第9号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守すること
 - (4) 尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（令和2年尼崎市条例第3号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）

を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること

5 選定審査対象除外（失格）

次に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要領の内容に違反し、補正に応じない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出されなかつた場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があつた場合
- (5) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

6 プロポーザルの全体日程（予定）

項目	日 程
募集期間	令和7年12月10日（水）～1月14日（水）午後5時まで
質問の受付	令和7年12月17日（水）午後5時まで ※ 電子メールの件名に「プロポーザル質問〇〇〇（法人名）」と入力の上、所定の質問票（様式5号）に記入の上、送付すること。
質問の回答	質問票受理後、1週間程度で質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）に掲載する。
企画提案申込書（様式1号）の受付	令和7年12月24日（水）午後5時まで（必着）
その他の応募書類の受付	令和8年1月14日（水）午後5時まで（必着）
審査	令和8年1月21日（水） ※ 時間帯などの詳細は、別途通知します。
選定結果通知	令和8年2月中旬までに書面で通知する。
協定締結予定日	令和8年3月下旬

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和7年12月17日（水）午後5時

(2) 質問方法

本要領「10 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「プロポーザル質問〇〇〇（法人名）」と入力の上、質問票（様式5号）を提出すること（来庁、電話等による受付は行わない）。

(3) 回答

質問票受理後、1週間程度で質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）に掲載する。

(4) 留意事項

審査基準等に関する質問は一切受け付けない。

なお、質問事項のない場合は、質問票（様式5号）の提出は不要とする。

8 応募書類（様式等）

企画提案申込書（様式1号）を令和7年12月24日（水）午後5時まで（必着）、その他応募書類を令和8年1月14日（水）午後5時まで（必着）に、応募書類を尼崎市役所北館3階の包括支援担当へ持参もしくは郵送すること。

なお、応募書類は次のとおり。(1)～(7)にそれぞれインデックスをつけ製本し、8部（原本1部、副

本7部) 提出ください。

(1) 企画提案申込書(様式1号)

(2) 企画提案書(様式2号) ※必要に応じて列幅などの調整可

会社概要・業務実施体制(当該分野従事者の経験年数)・過去の同種業務の実績については、様式2号を使用するものとするが、提案事業内容(下記ア～エは必須)については任意の様式とする(A4判の用紙(必要に応じてA3判折りも可)を使用すること)。

ア 発行部数や刷り色、規格、用紙、製本、校正回数

イ パンフレット発行に必要な各部門のスケジュールの詳細

ウ 広告の募集方法や広告内容の確認の体制、実績、掲載予定広告

エ 掲載内容の構成や具体的なレイアウト(見本)

オ パンフレットの周知・啓発に関する企画(提案なければ記載不要)

(3) 過去10年間の高齢者を対象とする冊子を発行した業務実績に係る成果物最大2つまで

(4) 法人登記簿謄本(提出日から発行3か月以内のもの)

(5) 納税証明書(提出日から発行日3か月以内のもの)

法人市民税の未納の税額がないことを証明できるもの

(6) 会社概要補足資料

会社規模、従業員数、実績等が記載されている会社パンフレットなど

(7) P(プライバシー)マーク又はISMS認証等の取得を確認できる資料

Pマーク又はISMS認証等の取得を確認できる資料を添付することができない場合は、誓約書(事前確認分)(様式3号)を添付すること。

※ 応募書類提出後、応募事業者の諸般の事情で選定審査を辞退する場合は、理由を添えて企画提案辞退届(様式4号)を提出すること。

※ その他審査にあたり必要な書類を求めることがある。

※ 応募書類に係る経費は、応募事業者の負担とし、提出された書類、資料は返却しない。

※ 企画提案内容は、選定された事業者と協議のうえ、変更することがある。

※ 提出された書類は、個人情報を除き、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

9 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

公募型企画提案(プロポーザル)方式とする。

ア 審査方法等

(ア) 審査は、本市が組織する尼崎市シニア元気アップパンフレット協働発行事業に係る選定会議において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。

(イ) プrezentation及び質疑応答は令和8年1月21日(水)に実施予定とし、時間、場所及びプレゼンテーション方法等の詳細は改めて電子メール等にて通知する。

(ウ) 応募状況によってはプレゼンテーションを実施せず、応募書類の書類審査のみで選定を行う場合がある。その場合は電子メール等にて通知する。

(エ) 応募書類の詳細を確認するため、審査前に包括支援担当がヒアリングを行う場合がある。

(オ) 審査基準に沿って審査を行った結果、一定の基準を上回った提案者のうち、得点が高い提案者を協働発行事業候補者とし、協働発行事業に係る協定を市と締結する。

(カ) 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(キ) 候補者は、特別な理由がない限り、協働発行事業の交渉相手方となる。

イ 選定結果

(ア) 文書にて通知する。

(イ) 選定した者の名称等は、本市のホームページ上で公開する。

(ウ) 審査経過については公表しない。

(エ) 審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

(2) 審査基準

選定会議において次の審査基準により、総合的な視点から審査を行い、協働発行事業候補者を選定する。

審査項目	補 足
実施体制	当該部門従事者の経験年数
スケジュール	パンフレット発行に必要な各部門のスケジュールの詳細
広告関連	広告の募集方法や広告内容の確認の体制、実績、掲載予定広告
デザイン・構成	掲載内容の構成や具体的なレイアウト
独自企画	パンフレットの周知・啓発に関する企画

※市内の経済活性化の観点から、市内に本社や支店を置く事業者、市内在住者の雇用の提案があれば、審査基準において一定の加点を行う。

10 連絡先及び提出先

尼崎市福祉局福祉部包括支援担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1 尼崎市役所 北館3階

電話番号：06-6489-6356、電子メール：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

担当者：奈良・古川

以 上